

平成 17 年度の都道府県等の中小企業支援計画について

平成 17 年 9 月
中 小 企 業 庁

背 景

中小企業支援法では、国、都道府県（政令指定市を含む。以下、「都道府県等」という。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業支援事業（注）を計画的かつ効率的に推進するため、中小企業支援計画を定めるよう規定されている。

この中小企業支援計画は、経済産業大臣が、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて定め、各都道府県等に通知する一方、各都道府県等は、当該通知を受けたときは当該都道府県等が行う中小企業支援事業に関する計画を定め経済産業大臣に届け出ることになっている。

ところで、近年、国と地方の厳しい財政事情を背景として、それぞれの中小企業支援施策が重複することなく効率的・効果的に実施されることが強く求められていることから、中小企業支援法の運用をより一層強化していくことが重要となっている。

このため、今年度からは、各都道府県等から届出のあった中小企業支援計画について、各都道府県等にフィードバックし、国及び地方の中小企業支援事業について、一体的かつ効率的な実施に資するものとなるよう、国において整理、集計し、公表することとした。

（注）当計画に言う中小企業支援事業とは、中小企業支援法第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号に規定されている事業であって、 経営の診断又は経営に関する指導助言、 技術に関する助言又はそのための試験研究、 中小企業者等に対する研修、 支援担当者の養成・研修、 その他経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業等であり、中小企業対策全てを網羅した事業ではない。

平成17年度の都道府県等の中小企業支援計画の概要

〔 要 点 〕

平成17年度の国及び各都道府県等が実施する中小企業支援事業の全体の予算額は、1,926億円で前年度比5.0%の増加となっている。

なお、本中小企業支援計画においては、国及び各都道府県等が当該年度（平成17年度）の中小企業支援事業の計画をとりまとめたものであり、前年度との予算額の比較においては、前年度で廃止された事業については計上されていない。

．都道府県等の中小企業支援事業の実施体制

(1) 《都道府県等中小企業支援センターにおける実施体制》

「プロジェクトマネージャー」及び「サブマネージャー」の年間の活動人数については、都道府県等合計で見ると、それぞれ、前年度比2.7%増、同0.2%であり、都道府県等別にみるとほとんどの都道府県では前年と同様となっている。なお、「プロジェクトマネージャー」については、富山県が前年度比2倍、秋田県が同82.7%増、横浜市が同71.4%増、香川県が同61.3%増、静岡市が新規計上となっている。また、「サブマネージャー」については、群馬県が同120.0%増、新潟県が同112.5%増、横浜市が71.4%増、東京都及び神戸市がそれぞれ同50.0%増、静岡市が新規計上となっているが、和歌山県が廃止、仙台市が同66.7%となっている。

(2) 《地域中小企業支援センターにおける実施体制》

「コーディネータ」の年間活動日数については、都道府県等合計で見ると、前年度比20.1%であり、特に、高知県、佐賀県、大分県、宮崎県で廃止となっており、岡山県、富山県でもそれぞれ、前年度比58.0%、同54.1%となっているが、16都道府県においては前年度比同（前年度・今年度ともにゼロの場合を除く）又は増加となっている。

(3) 《中小企業関係団体の実施体制》

商工会・商工会議所（経営改善普及事業）における実施体制

「事務局長」の人数については、市町村合併の影響等もあり、都道府県等合計で見ると、前年度比4.8%であるが、15の府県においては、前年度比同又は増加となっている。

「事務局長」の人数の減少に比し、「経営指導員」、「補助員」及び「記帳専任職員」の減少は小幅にとどまっており、それぞれ前年度比1.2

％、 1.7％、 4.1％となっている。

都道府県中小企業団体中央会における実施体制

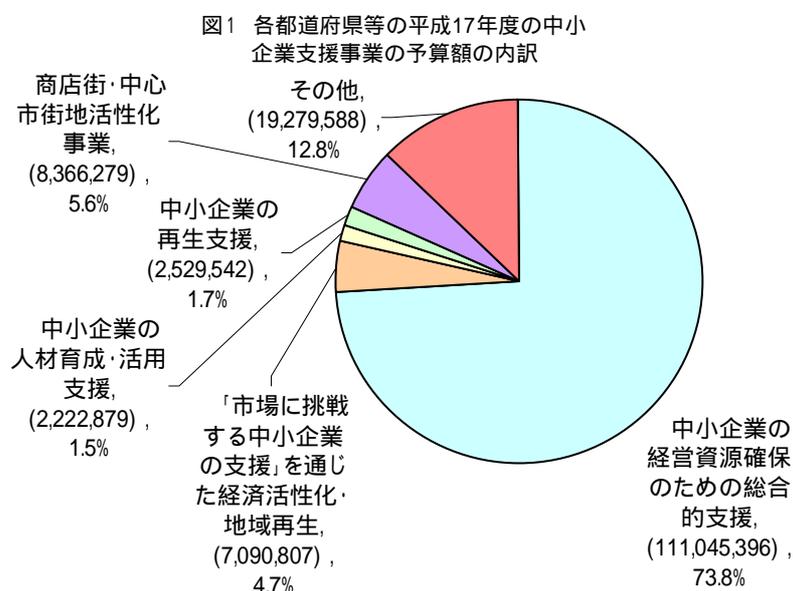
「指導員」の人数については、都道府県合計で見ると、前年度比 0.8％であり、38の都府県において前年度比同又は増加となっている。

都道府県等の中小企業支援事業の取組状況

1. 中小企業支援事業予算全体の状況

平成17年度の都道府県等全体の中小企業支援事業の予算額（都道府県等が国の補助を受けて実施する事業と都道府県等が独自の予算で実施する事業の合計）を支援事業区別にみると、「中小企業の経営資源確保のための総合的支援」（都道府県等中小企業支援センター、経営改善普及事業等）が73.8％、「商店街・中心市街地活性化事業」が5.6％、「市場に挑戦する中小企業の支援」を通じた経済活性化・地域再生」が4.7％、「中小企業の再生支援」が1.7％、「中小企業の人材育成・活用支援」が1.5％となっている。

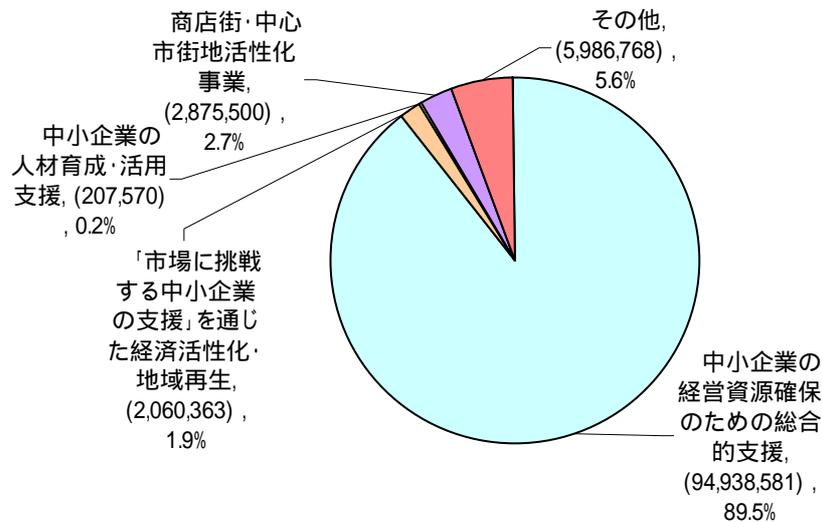
以下グラフの予算額はいずれも千円単位



2. 国からの補助を受けて実施する中小企業支援事業予算の状況

平成17年度の都道府県等が国の補助を受けて実施する事業の予算額を支援事業区別にみると、「中小企業の経営資源確保のための総合的支援」が89.5％で大半を占めている。

図2 平成17年度に国の補助を受けて各都道府県等が実施する中小企業支援事業の予算額の内訳



(1) 《中小企業の経営資源確保のための総合的支援》

当該支援事業について、都道府県等の合計で見ると、前年度比 3.8%となっている中で、北海道、宮城県、秋田県、鹿児島県及び大半の政令指定市は前年度比増加となっている。支援事業区別にみると、地域中小企業支援センター事業が同 21.6%と最も減少している。

(2) 《「市場に挑戦する中小企業の支援」を通じた経済活性化・地域再生》

当該事業について、都道府県の合計で見ると、前年度比 16.4%となっており、支援事業区別にみると、地域産業集積中小企業等活性化補助事業が同 40.2%、経営革新支援事業（県補助）が 7.3%となっている。

なお、都道府県別にみると、17府県において前年度比同又は増加となっており、特に、高知県及び福島県が経営革新支援事業の予算を増加させたことから大幅に増加している。

(3) 《中小企業の人材育成・活用支援》

当該支援事業について、都道府県等の合計で見ると、前年度比 7.2%となっており、支援事業区別にみると、経営資源強化事業が同 6.4%、労働力確保事業が同 20.2%となっている。

なお、都道府県等別にみると、22の道県市において前年度比同（前年度・今年度共にゼロの場合を除く）又は増加となっており、前年度比増加となっている理由は、経営資源強化事業の予算額の増加によるものである。

(4) 《商店街・中心市街地活性化事業》

当該支援事業について、都道府県の合計で見ると、前年度比 4.3%となっ

ており、支援事業区分別にみると、TMO活性化等支援事業が同 14.2%と最も減少している。

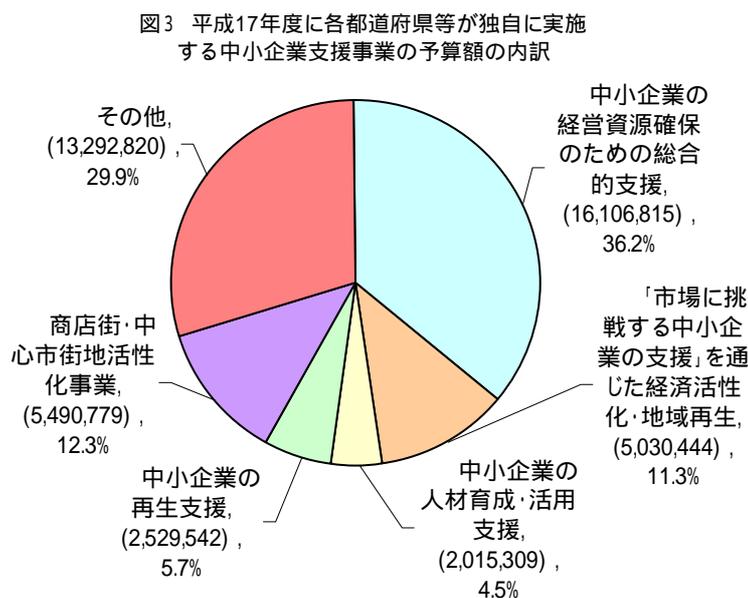
なお、都道府県別にみると、中心市街地等中小商業活性化施設整備事業が増加した広島県(同1137.5%増)、福島県(同455.9%増)、岩手県(同420.9%増)、山口県(同299.3%増)、沖縄県(同226.9%増)、鳥取県(同166.7%増)、兵庫県(同150.2%増)、京都府(同91.4%増)、島根県(同83.9%増)等が増加している。

(5) 《その他事業》

当該支援事業について、都道府県の合計でみると、前年度比 4.2%となっており、支援事業区分別にみると、中小企業連携組織対策事業が同 5.2%となっているが、小規模企業者等設備貸与事業円滑化事業は同 14.8%増となっている。なお、都道府県別にみると、中小企業連携組織体策事業は6県で、小規模企業者等設備貸与事業円滑化事業については23の道府県で、それぞれ前年度比同(前年度・今年度共にゼロの場合を除く)又は増加となっている。

3. 都道府県等の独自の中小企業支援事業予算の状況

平成17年度の都道府県等の独自の中小企業支援事業予算額を支援事業区分別にみると、「中小企業の経営資源確保のための総合的支援」が36.2%、「商店街・中心市街地活性化事業」が12.3%、「市場に挑戦する中小企業の支援」を通じた経済活性化・地域再生」が11.3%、「中小企業の再生支援」が5.7%、「中小企業の人材育成・活用支援」が4.5%、「その他」が29.9%となっている。



平成 17 年度の都道府県等の中小企業支援計画の評価

平成 17 年度の各都道府県等の中小企業支援計画を見ると、国からの補助を受けて実施する中小企業支援事業の予算額については前年度に比べ減少しているが、都道府県等が独自で実施する中小企業支援事業については前年度に比べ増加しており、各都道府県等においては、地域に密着した独自の中小企業支援事業を行おうとしている様子が見えてくる。

今回、各都道府県等から届出のあった中小企業支援計画を整理することにより、国と地方における中小企業への支援の状況を明らかにすることができた。

中小企業支援法に基づく中小企業支援計画の策定により、国と都道府県等の中小企業支援事業の重複を避け、計画的かつ効率的に中小企業支援がなされるとともに、今後とも中小企業支援事業が一層充実し、きめの細かなものとなることが望まれる。

